

行政事業レビューシート（厚生労働省）										
事業名		旧軍人遺族等恩給進達事務事業		担当部局庁	社会・援護局			作成責任者		
事業開始・終了(予定) 年度		平成3年度		担当課室	業務課			齋藤恭一		
会計区分		一般会計		施策名	Ⅳ－８－４ 旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達する					
根拠法令 （具体的な条項も記載）		恩給給与細則（昭和28年総理府令第67号） 地方財政法第10条の4第9号		関係する計画、通知等	—					
事業の目的 （目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		旧陸海軍軍人軍属及びその遺族から提出される各種恩給請求書の内容を審査し、裁定庁である総務省人事・恩給局に請求書類を進達する。								
事業概要 （5行程度以内。別添可）		旧陸海軍軍人軍属及びその遺族から都道府県を通じて提出される各種恩給請求書の内容を審査し、裁定庁である総務省人事・恩給局に請求書類を進達するとともに、都道府県に対し恩給進達事務に関する指導を行っている。								
実施方法		■直接実施 ■業務委託等 □補助 □貸付 □その他								
予算額・執行額 （単位：百万円）				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求		
		予算の状況	当初予算	63	62	60	49	51		
			補正予算							
			繰越し等							
			計	63	62	60	49	51		
		執行額		61	60	58				
		執行率（％）		97	96	97				
成果目標及び成果実績 （アウトカム）		成果指標				単位	20年度	21年度	22年度	目標値 （年度）
		本事業の目的である「旧軍人軍属等の恩給進達事務」については、定量的な把握、指標設定が困難			成果実績	—	—	—	—	—
					達成度	％	—	—	—	
活動指標及び活動実績 （アウトプット）		活動指標				単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込
		・恩給請求書を受付後1. 5ヶ月以内に総務省に進達した割合 ・旧陸海軍人軍属に係る資料の調査及び履歴証明を受付後概ね3ヶ月以内に処理した割合			活動実績 （当初見込み）	％	100 —	100 —	100 (100)	— (100)
単位当たりコスト		— （円／ — ）			算出根拠	一定の期間内に、総務省に対して進達した割合及び履歴証明の処理割合を目標にしており、単位あたりのコストを算出することは困難				
平成23・24年度予算内訳	費 目		23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由					
	庁費		17	19	事務費の増					
	旧軍関係調査事務等委託費		32	32						
	計		49	51						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	特記事項
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	—
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目・	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	—
	—	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	—
	—	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果		引き続き必要な経費を精査し、適切な「旧軍人軍属等の恩給請求書の進達」を実施していくこととする。	
予算監視・効率化チームの所見			
現状どおり		本事業は、旧陸海軍軍人軍属等に対する恩給進達事務に必要な経費であり、執行の観点からも概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めること。	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点（概算要求における反映状況等）			
—			
補記（過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
—			

※平成22年度実績を記入

厚生労働省
60百万円

うち事務費 19百万円

旧陸海軍軍人軍属及びその遺族から都道府県を経由して提出される恩給請求書の内容を審査し、裁定庁である総務省・人事恩給局に請求書類を進達する。

【委託費】

A 都道府県（47件）
41百万円

・旧軍人遺族等にかかわる恩給進達事務に必要な経費
・未復員者その他旧軍人軍属の身上の処理

資金の流れ
（資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する）（単位：百万円）

費目・使途
（「資金の流れ」
においてブロッ
クごとに最大の
金額が支出され
ている者につい
て記載する。費
目と使途の双方
で実情が分かる
ように記載）

A. 愛知県			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
事務費	都道府県から厚生労働省に対し 恩給請求書類等を進達する際に 要する事務費	2			
計		2.0	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト
A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	愛知県	恩給請求書類等を進達する際に要する事務費	1.9		
2	北海道	恩給請求書類等を進達する際に要する事務費	1.6		
3	福岡県	恩給請求書類等を進達する際に要する事務費	1.6		
4	兵庫県	恩給請求書類等を進達する際に要する事務費	1.5		
5	広島県	恩給請求書類等を進達する際に要する事務費	1.2		
6	大阪府	恩給請求書類等を進達する際に要する事務費	1.2		
7	新潟県	恩給請求書類等を進達する際に要する事務費	1.2		
8	長野県	恩給請求書類等を進達する際に要する事務費	1.2		
9	静岡県	恩給請求書類等を進達する際に要する事務費	1.1		
10	岡山県	恩給請求書類等を進達する際に要する事務費	1.1		